

高教組 HPにも UP しています。「兵庫高教組」で検索 「調査情報29号」で「11月28日の交渉で」は「25日」の誤りです。

兵高教組 2025年12月23日  
確定速報 No.7  
調査情報 30号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185  
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

組合が引き出した賃上げ「回答」で賃金改定の「差額」支給

# 若年層20万~高齢層17万円以上支給

あなたの組合加入で来年はもっと大きな成果にしましょう！

11月25日の賃金権利確定の交渉の結果は「調査情報28号」でお知らせした通りです。私たち教職員の賃金は組合と県教委との交渉で決まります。賃金は、4月からは「仮り」賃金として支給されており、交渉後、議会の承認を経て、4月に遡った分=「差額」として12月25日(会計年度任用職員は2月賃金支給日)に支給されます。

## 平均3.3%の賃上げ「給料表」の改定米価倍額、諸物価高騰に及ばないという不満は残るが！

県教委は「人事委員会勧告通り給料表を改定…平均3.3%の増額改定」と高教組に提示しました。人事委員会は、「給料表を人事院のモデル給料表とおり改定すること」としており「中堅層以上の職員には、昨年を大幅に上回る引上げ改定」(人事委員会勧告)となっています。例→

### 島根県 再任用の一時金 現職と同率に

島根県人事委員会は「給与水準に見合った業務とすることが…困難である場合…期末手当及び勤勉手当について…正規職員の支給月数(に)…改善を検討する必要」と勧告しました。

勧告を受け、島根県教育委員会は、26年6月の一時金から「(再任用教員の支給月数を)定年前の正規職員と同じ支給月数(4.65月)とする」と確定交渉で提案し、組合は妥結しています。

●大卒新卒初任給	2級17号	252,000円→265,400円	差額 13,400円
●25歳教諭	2級24号	260,800円→273,700円	差額 12,900円
●35歳教諭	2級64号	333,700円→345,700円	差額 12,000円
●45歳教諭	2級104号	391,200円→402,700円	差額 11,500円

注 年齢と号給は必ずしも一致していません。



11月13日第2回交渉時の藤本委員長

## 差額支給を計算してみましょう！(一時金は概算)

<計算の仕方>

- ① 改定後の賃金(a) - 改定前の賃金 = A  
例 2級24号の場合 273,700 (a) - 260,800 = 12,900 (A)
- ② 賃金改定前に支給されていた賃金の月数 4~12月 = 9ヶ月(B1)
- ③ 賃金改定前に支給されていた一時金(6、12月)の月数 4.60月(B2)
- ④ 改定後の一時金UPの月数 0.05月(C)
- $$A(\text{差額分}) \times (B1(9) + B2(4.60)) + \frac{\text{改定後の賃金}(a) \times 0.05}{\text{改定前の賃金の差額}} = \text{一時金UP分}$$

$$\text{例 } 12,900 \text{円} \times (9 + 4.60) \text{月} + 273,700 \times 0.05 = 189,125$$

一例	35歳教諭	2級64号	180,485円
	45歳教諭	2級104号	176,535円
	55歳教諭	2級147号	176,580円
	再任用教員	一時金月数2.40→2.45	126,165円

※計算が面倒な方は…高教組HPに差額一覧表を掲載 →

差額はこれだけではありません！…上記金額は給料・一時金だけ

上記の計算の他に、以下の各手当も加算されて支給されます。

※教職調整額、地域手当、産業教育手当、定通手当、

へき地手当、超過勤務手当(教員を除く)、宿日直手当

## 26年1月1日からの変更

- 教職調整額 4→5%にアップ
  - 災害対応等の特殊業務手当7,500→8,000円
  - 義務教育等教員特別手当 現行の額から3分の1相当を縮減
  - 担任手当2,000円、担任以外1,000円(特別支援学校を除く)
- ※高教組は、義務特手当削減を原資とした担任手当支給(特別支援学校を除外)に反対しています。11月25日、交渉終結時に来年度協議を求めています。



私たち公務員の賃上げ・休暇制度の改善などは、民間企業等の改善にも繋がっています！